

下東条地区地域づくり協議会の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、下東条地区地域づくり協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(委員)

第2条 下東条地区地域づくり協議会会則（平成16年6月2日施行。以下「会則」という。）第6条第1項の委員は、別表第1のとおりとする。

(公募委員の委嘱)

第3条 会則第6条第1項第2号の公募委員については、次のいずれかに該当する者を会長が委嘱する。

- (1) 協議会の委員としての経験があり、協議会のいずれかの事業に関し高い知識と経験を有する者
- (2) 協議会の事業に関し、いずれかの部門において専門的知識を有する者
- (3) ボランティアとして、積極的に協議会事業の運営を行う強い意志を有する者

2 公募委員の募集について必要な事項は、会長が別に定める。

(役員の選出)

第4条 会則第7条に定める役員は、別表第2のとおりとする。

- 2 公募委員から選出する副会長は、公募委員の中から適任と認められる者を会長が推薦する。
- 3 前項の副会長の連続在任期間は、5年を限度とする。
- 4 会則第17条第1項に定める専門部会の部会長及び会則第18条第1項の専門委員会の代表者は、協議会の理事を兼ねるものとする。ただし、他の役員になった場合を除く。
- 5 公募委員から選出する理事は、部会長に選出された者を除き、適任と認められる者を会長が推薦する。この場合において、副部会長の中から推薦するよう努めるものとする。

(任期途中の退任)

第5条 役員の任期は、任期中に所属団体の役職に変更が生じた場合であっても、特別の理由がない限り、翌年の総会までとする。

(相談役の委嘱)

第6条 会則第11条第1項の相談役を置く場合は、会長が前任の会長及び副会長の中から委嘱する。

(事務局長及び事務局員の選任)

第7条 会則第12条第1項の事務局長は、公募委員の中から適任と認められる者を会長が指名する。ただし、特別な事情があるときは、他の委員又は事務局員の中から指名することができる。

2 事務局員は、コミセン下東条の事務職員をもって充てる。

(専門部会の部会長及び副部会長の選出)

第8条 会則第13条第1項第3号の専門部会は、部会ごとに部会長1名及び副部会長1名を委員の中から選出する。ただし、スポーツ部会の副部会長は5名とし、夏まつり部会、文化祭部会及び安全・安心部会の副部会長は3名とする。

2 専門部会（夏まつり部会、文化祭部会及び安全・安心部会を除く。）の部会長及び副部会長については、それぞれの部会で協議して選出する。

(夏まつり部会の部会長及び副部会長の選出)

第9条 夏まつり部会の部会長は、公募委員の中から適任と認められる者を会長が推薦する。

2 夏まつり部会の副部会長は、次の者とする。

(1) 公募委員の中から適任者として会長が推薦する者 2名

(2) 地区区長会から推薦された者 1名

3 前項第1号の規定により推薦するときは、役職交代期（任期満了時に再任せず、新たな者に代わる時期をいう。以下同じ。）において、次の表の左欄に掲げる東区域と西区域からそれぞれ1名を選ぶよう努めるものとする。

区域別	区域内の自治会等
東区域	中谷町 脇本町 万勝寺町 池田町 曾根町 小田上町 小田下町 うぐいす台 ひまわりタウン
西区域	船木町 福住町 中番町 菅田町 住吉町 久保木町 高山町

4 夏まつり部会の部会長及び副部会長の連続在任期間は、3年を限度とする。

(文化祭部会の部会長及び副部会長の選出)

第10条 文化祭部会の部会長は、サークル連絡会の会長を充てるものとする。

2 文化祭部会の副部会長は、次の者とする。

(1) 公募委員の中から適任者として会長が推薦する者 1名

(2) サークル連絡会の副会長 1名

(3) 地区区長会から推薦された者 1名

3 前項第1号の規定により推薦するときは、役職交代期において、前条第3項の表の左欄に掲げる東区域と西区域から交互に選ぶよう努めるものとする。

4 第2項第1号に該当する副部会長の連続在任期間は、3年を限度とする。

(安全・安心部会の部会長及び副部会長の選出)

第11条 安全・安心部会は、小野交通安全協会の小田支部長及び菅田支部長並びに小野防犯協会の小田支部長及び菅田支部長の中から部会長1名を選出し、他の支部長は、副部会長とする。

2 安全・安心部会の部会長は、役職交代期において、特別な事情がない限り、小田支部と菅田支部から交互に選出するものとする。

(ボランティアスタッフ)

第12条 専門部会は、協議会の事業に協力するボランティアスタッフを募集することができる。

2 ボランティアスタッフの募集について必要な事項は、部会長が別に定める。
(指導員等の派遣要請)

第13条 会長は、部会長の申し出により、協議会の事業の推進に指導員又は助言者が必要と認めるときは、関係機関にそれらの者の派遣を要請するものとする。

(支援事業)

第14条 協議会は、会則第3条第2号に定める事業として、小野市内で活動する団体のうち、地域元気アップ活動団体その他協議会の活動に参画・協働できる団体を支援するものとする。

2 前項の規定による支援について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年5月14日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第3項、第9条第4項及び第10条第4項に規定する連続在任期間については、この規程の施行の日から起算する。

附 則

この規程は、平成25年4月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月18日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

所属団体等	人数	備 考
区長会、自治会長	1 6 名	
婦人部	2 名	部長 地域づくり担当
老人クラブ	2 名	会長 副会長
交通小田支部	1 名	支部長
交通菅田支部	1 名	支部長
防犯小田支部	1 名	支部長
防犯菅田支部	1 名	支部長
スポーツアドバイザー	5 名	代表 副代表
スポーツクラブ 2 1 オール下東条	1 名	事務局長
消防団東分団	1 名	分団長
子育て協議会	1 名	会長
クローバー下東条	1 名	代表
保育所（園）	1 名	園長（3 園代表）
下東条小学校	1 名	学校長
下東条小学校 P T A	1 名	会長
中番小学校	1 名	学校長
中番小学校 P T A	1 名	会長
旭丘中学校	1 名	学校長
中学校 P T A	1 名	会長又は副会長
サークル連絡会	2 名	会長 副会長
公募委員	若干名	

別表第 2（第 4 条関係）

役職名	所属団体の役職等	人数
会 長	区長会	1 名
副会長	公募委員	1 名
	老人クラブ会長	1 名
	区長会	1 名
会 計	婦人部長	1 名
理 事	まちづくり活性化委員会代表（区長会）	1 名
	交通支部長（2 支部代表）	1 名
	防犯支部長（2 支部代表）	1 名
	スポーツアドバイザー代表	1 名
	スポーツクラブ 21 オール下東条事務局長	1 名
	消防団東分団長	1 名
	子育て協議会会長（区長会）	1 名
	保育所長（3 園代表）	1 名
	サークル連絡会会長	1 名
	公募委員（専門部会の部会長又は副部会長となる場合を含む。）	7 名
監 事	老人クラブ副会長	1 名
	小学校 P T A 会長（2 学校代表）	1 名